

## 弘前市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 弘前市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うとともに、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供等を図るための計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議並びに交通計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

### (交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 弘前市長が指名する職員
- (2) 市内に営業路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 市内に営業路線を有する鉄道事業者の代表者が指名する者
- (4) 市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (5) 青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (6) 公募市民
- (7) 住民又は利用者の代表
- (8) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員
- (9) 青森県企画政策部交通政策課長が指名する職員
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者
- (11) 道路管理者
- (12) 交通管理者
- (13) 学識経験者

(14) その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議は、臨時委員を置くことができる

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、役職により交通会議の委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

2 委員の再任は妨げない。ただし、要綱第3条第6号に掲げる委員を除く。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 交通会議に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、弘前市長が第3条各号に掲げる者の中から指名し、副会長は会長が指名する。

3 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けた場合には、会長の職務を代理する。

3 監事は、出納監査を行い、監査の結果を交通会議に報告する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

4 前項の規定は、要綱第3条第6号及び第13号に掲げる委員については適用しない。

5 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又

は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の庶務を処理するため、弘前市都市環境部都市政策課交通政策推進室に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成19年7月10日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により平成23年11月24日に選任された弘前市地域公共交通会議委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成21年9月29日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成23年4月21日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の弘前市地域公共交通会議設置要綱第3条の規定により選任された弘前市地域公共交通会議委員である者は、この要綱の施行の日に、第3条の規定により弘前市地域公共交通会議の委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日において改正前の弘前市地域公共交通会議設置要綱第3条の規定により選任された弘前市地域公共交通会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この要綱は平成23年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年5月17日から施行する。